令和2年度 軽自動車税(種別割)減免申請について

~軽自動車または普通自動車のどちらか1台が減免できます~

申請受付期間 5月1日(金)~6月1日(月)(土・日、祝日を除く)

- ■障がい者の方に対する軽自動車等の減免
- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けている方のために使用される軽自動車 等で、一定の要件に該当するもの
- ※障がいの程度によっては対象とならない場合があります。
- ②上記手帳をお持ちの方と「生計を同一にする方」が所有している車両で、手帳をお持ちの方の為に使用しているもの(例: 通院・通学・通勤・生業)
- ※自動車検査証に「<mark>自家用</mark>」と記載されている軽自動車に限ります。
- ■構造上専ら障がい者等の利用のための軽自動車に対する減免 構造上専ら障がい者の利用に供するためのもの(自動車検査 証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載があるもの)
- ■減免申請は毎年手続きが必要です。
- ■受付期間後の申請は受付できませんのでご留意ください。

〈減免申請に必要な書類〉

- ・障害者手帳または療育手帳等
- ・運転者の運転免許証
- ・自動車検査証または標識交付証明書
- ・申請者の印鑑(認印可)
- ・ 軽自動車税の納税通知書
- 生計を同一にする方の車の場合 生計同一証明書の提出が必要となります。 (福祉課にて発行)
- ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に関 しては中部保健所発行となります。

申請・お問い合わせ

- ●軽自動車税(種別割)税務課 ☎966-1206
- ●自動車税(種別割)自動車税事務所 ☎879-1627

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する **地方税における猶予制度**

新型コロナウイルス感染症に納税者(家族を含む)が、り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は猶予制度がありますので、税務課にご相談ください。 (徴収の猶予:地方税法第15条)

■ケース 1 災害により財産に相当な損失が生じた場合 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が 行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

- ■ケース 2 で本人又はで家族が病気にかかった場合 納税者本人又は生計を同じにするで家族が病気にかかった場合
- ■ケース3 事業を廃止し、又は休止した場合 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合
- ■ケース4 事業に著しい損失を受けた場合 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著し い損失を受けた場合

申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、税務課にご相談ください。(申請による換価の猶予:地方税法第 15条の6)

お問い合わせ 税務課 ☎966-1206

6月は 固定資産税・村県民税第1期、軽自動車税の納期 となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固 定 資産税	6月1日	7月31日	12月25日	令和3年 3月1日
村県民税	6月30日	8月31日	11月2日	令和3年 2月1日
軽自動車税	6月1日			

∖納税は口座振替が便利です。/

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:

税務課 ☎966-1206